

令和7年9月25日

令和7年
第4回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第1号

「こども誰でも通園制度」の現状に則した柔軟な実施を可能とする制度改革を求める
意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和7年9月25日

提出者 野洲市議会議員 荒川 泰宏

提出者 野洲市議会議員 山崎 敦志

提出者 野洲市議会議員 東郷 克己

提出者 野洲市議会議員 木下 伸一

提出者 野洲市議会議員 小菅 康子

提出者 野洲市議会議員 村田 弘行

「こども誰でも通園制度」の現状に則した柔軟な実施を可能とする
制度改革を求める意見書（案）

「全てのこどもの育ちを応援」、「全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化」するとして、こども誰でも通園制度が令和7年度に制度化、同8年度から全国自治体で実施される。こども家庭庁ホームページには「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます」等、メリットが列挙されている。

この制度の目的、メリットには期待する部分も多いが、保育士不足に苦慮する現場からは全国一律の制度設計や一斉導入に対し、疑問の声が上がっている。滋賀県はこうした各市町の声をまとめ昨年春と秋の二度、「『こども誰でも通園制度』の円滑な導入」の要望を挙げている。野洲市の現状を確認すると、保育士不足により待機児童が増加し、その解消のため取り組むものの解消の目処が立たない状況の中で、待機児童解消と誰でも通園制度の実施に十分な保育士を確保することは困難、民間園も満員状態で誰でも通園制度への民間園の参加は困難といった深刻な課題が明らかになった。

よって下記事項について配慮した柔軟な運用が可能となる制度改革を強く求める。

記

- 一、 待機児童が発生している自治体は、待機児童対策を優先するため、本格実施までの時期を柔軟に運用できるようにすること
- 二、 民間園が積極的に参加できる公定価格の設定とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

滋賀県野洲市議会議長 山本 剛

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策担当） 宛

意見書第2号

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和7年9月25日

提出者 野洲市議会議員 荒川 泰宏

提出者 野洲市議会議員 山崎 敦志

提出者 野洲市議会議員 東郷 克己

提出者 野洲市議会議員 木下 伸一

提出者 野洲市議会議員 小菅 康子

提出者 野洲市議会議員 村田 弘行

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書（案）

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせる、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害の一つである。我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、えん罪が発生するおそれは払拭できない。えん罪は国民の誰もが接する可能性があり、えん罪による被害者の発生防止と速やかな救済は、国の基本的な責務である。

三審制の下で確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合にはこれを是正し、有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する非常救済手続である再審制度については、刑事訴訟法第 4 編「再審」に定められている。しかし、再審請求手続に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、過去のえん罪被害者の救済には多くの困難と長い年月を経ることとなっている。

特に、再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）附則第 9 条第 3 項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、ひとたび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、速やかに再審判手続に移行できず、再審手続が長期化している実情がある。

えん罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続が整備されていなければならない。

よって、国会および政府におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を慎重かつ速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日

滋賀県野洲市議会議長 山本 剛

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

あて